【Ｂ業務】
⑴　Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務　１式
⑵　打合せ　１式
※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで
⑷　その他
①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。
②　Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事　全体延長220m（以下､｢Ｂ建設工事」という。）
Ｂ建設工事の内容（参考）
【Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事】
・上部工　橋長80m、下部工（橋台）２基、下部工（橋脚）１基
・土工、舗装工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、排水工　１式
・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

5　申請の時期
令和８年３月26日から令和８年４月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和８年４月７日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事)」(以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参､郵送(簡易書留に限る。)又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む))」(令和８年３月26日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する業務説明書の別記様式２及び別記様式３と同一であるので、これを使用して作成することができる。
提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館
北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）
電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」(令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項(共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２者までの組合せとする。
①　特定建設工事共同企業体（甲)(以下「特定ＪＶ（甲)」という。）の全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事、プレストレス・コンクリート工事の認定を受けていること。特定建設工事共同企業体（乙）(以下「特定ＪＶ（乙)」という。）にあっては、以下のとおりであること。
㋐　一般土木工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）一般土木工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
㋑　プレストレスト・コンクリート工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係を除く。）プレストレスト・コンクリート工事の令和７・８年度一般競争参加資格の認定を受けていること。（なお、特定ＪＶ（甲)、特定ＪＶ（乙）にあっても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）また、各業務の契約締結日までに、特定ＪＶ（甲)、特定ＪＶ（乙）のうちの１社（管理技術者を配置する社）は､北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
②　特定ＪＶ（甲）の全ての構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和７・８年度一般競争参加資格の一般土木工事、プレストレス・コンクリート工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。(①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）
なお、特定ＪＶ（乙）にあっては以下のとおりであること。
㋐　一般土木工事を担当する構成員にあっては、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。)における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること。(①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)なお、プレストレスト・コンクリートを担当する構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　当該業務の一次審査の申請書及び資料の提出期限日から見積合せの時までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑤　当該業務の受注者が、建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑦　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、令和８年３月26日において次の要件を満たすものとする。
①　平成23年度以降に元請けとして完成した工事で、特定ＪＶ（甲）にあっては全ての構成員が下記の(a)(b)の要件を満たす工事の施工実績を、特定ＪＶ（乙）にあっては各